

財団法人西日本国際財団寄附行為

第1章 総則

(名称)

第1条 この財団は、財団法人西日本国際財団という。

(事務所)

第2条 この財団は、主たる事務所を福岡県、福岡市博多区博多駅前一丁目3番6号(西日本シティ銀行本店別館内)に置く。

2. この財団は、理事会の議決を経て、従たる事務所を必要の地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この財団は、わが国と諸外国、特にアジア諸国との国際文化交流事業を推進することにより、国際相互理解の促進及び国際的人材の育成を図り、もって国際親善と世界平和に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この財団は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 国際的相互理解促進のための人物交流(青少年交流、スポーツ交流、催物を含む)に関する事業及び助成。
- (2) 国際社会における文化、経済、社会に関する会議、研修等の開催及び助成。
- (3) 九州地域における国際交流に関する諸事業に対する助成。
- (4) 前各号の事業に関する啓蒙及び広報活動。
- (5) その他、この財団の目的を達成するために必要な事業。

第3章 財産及び会計

(財産の構成)

第5条 この財団の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 寄附金品

- (3) 資産から生じる収入
- (4) 事業にともなう収入
- (5) その他の収入

(財産の種別)

第6条 この財団の財産は基本財産と運用財産の2種とする。

2. 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中、基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会において運用財産から基本財産に繰り入れることを議決した財産

3. 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(財産の管理)

第7条 この財団の財産は、理事会の定める方法により理事長が管理する。

2. 基本財産のうち現金は、銀行に預け入れ、若しくは信託銀行に信託し、あるいは国債、その他確実な有価証券にかえて理事長が保管する。

(基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、これを処分し又は担保に供することはできない。ただし、本財団の事業遂行上やむを得ない理由があるときは理事会において、理事現在数の3分の2以上の同意を得、かつ外務大臣の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくはその一部を担保に供することができる。

(経費の支弁)

第9条 この財団の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第10条 この財団の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、理事会の議決及び評議員会の同意を経て、毎会計年度開始前に外務大臣に届け出なければならない。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

(事業報告、決算及び剰余金の処分)

第11条 この財団の収支計算書、財産目録、貸借対照表、事業報告書は理事長が作成し、財産増減事由書とともに監事の意見を付して、理事会の議決及び評議員会の同意を経て、毎会計年度終了後3ヵ月以内に外務大臣に報告しなければならない。

2. この財団の会計年度の決算に剰余金があるときは、理事会の議決及び評議員会の同意を経て、その一部若しくは全部を基本財産に編

入するか、もしくは翌年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第12条 この財団が資金を借入れようとする時は、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き理事会の議決及び評議員会の同意を経、かつ外務大臣の承認を受けなければならない。

(新たな義務の負担等)

第13条 第8条ただし書、及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除き、本財団が新たに義務を負担し、又は権利を放棄(軽微なものとして理事会が別途定めるものを除く。)しようとする時は、理事会の議決及び評議員会の同意を経なければならない。

(会計年度)

第14条 この財団の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

第4章 役員

(種類及び定数)

第15条 この財団には、次の役員をおく。

- (1) 理事 9人以上15人以内(理事長、専務理事を含む)
- (2) 監事 1人又は2人

(選任等)

第16条 理事及び監事は評議員会において選任する。

2. 理事長及び専務理事は理事の互選により選任する。
3. 理事、監事及び評議員は相互に兼ねることはできない。
4. 理事のいずれか1名とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。
5. 監事は、相互に親族その他特別の関係にある者であってはならない。
6. 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を主務官庁に届け出なければならない。
7. 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を主務官庁に届け出なければならない。

(職務)

第17条 理事長はこの財団の業務を総理し、この財団を代表する。

2. 専務理事は理事長を補佐し、日常の業務を処理する。

3. 理事は理事会を組織して、この寄附行為に定めるところにより財団の業務を議決し、執行する。
4. 監事は次に掲げる職務を行う。
 - (1) 財産及び会計を監査すること。
 - (2) 理事の業務執行状況を監査すること。
 - (3) 財産、会計及び業務の執行について不整の事実を発見したときは、これを理事会及び外務大臣に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要があるときは、理事会の招集を請求し、若しくは招集すること。

(任期)

第18条 役員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2. 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
3. 役員は辞任又は任期終了後においても、後任者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

(解任)

第19条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

(報酬)

第20条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

2. 役員の報酬金は理事会の議決を経て、理事長が定める。

第5章 理事会

(構成及び開催)

第21条 理事会は理事をもって構成し、その会議は定例理事会及び臨時理事会とする。

2. 定例理事会は、年2回理事長が招集する。
3. 臨時理事会は、理事長が必要と認めるとき、又は理事の3分の

1 以上もしくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があるときは、理事長がこれを召集する。

- 4 . 会議を招集する場合は、理事に対し、会議の日時、場所及び目的たる事項を記入した書面をもって通知しなければならない。
- 5 . 理事会の議長は、理事長とする。

(権 能)

第22条 理事会は、この寄附行為に別段の定めがあるもののほか、本財団の運営に関する重要事項を議決し執行する。

(定足数)

第23条 理事会は、理事現在数の 3 分の 2 以上の出席がなければ開催することができない。

(議 決)

第24条 理事会の議事は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除き、出席した理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(書面表決等)

第25条 やむを得ない理由のため、理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、あるいは他の理事を代理人として表決を委任することができる。

- 2 . 前項の場合において、書面による表決者又は表決委任者は、会議に出席したものとみなす。

(議事録)

第 26 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事の現在員数、出席者数及び出席者氏名 (書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 . 議事録には、議長及び出席した理事の代表 2 人以上が署名押印し、保存しなければならない。

第6章 評議員及び評議員会

(評議員)

- 第27条 この財団に評議員をおく。
2. 評議員の数は12名以上20名以内とする。

(評議員の委嘱)

- 第28条 評議員は理事会の同意を経て、理事長が委嘱する。
2. 評議員は理事を兼ねることはできない。
 3. 評議員には第18条、第19条及び第20条の規定を準用する。
この場合において、これらの条文中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員会)

- 第29条 評議員は評議員会を組織して、この寄附行為に定める事項を行うほか、理事会の諮問に応じ、理事長に対し、必要と認める事項について助言する。
2. 評議員会の議長は、評議員会にて互選する。
 3. 第21条(第21条5項を除く)、第23条から第26条の規定は、評議員会に準用する。

第7章 寄附行為の変更および解散

(寄附行為の変更)

- 第30条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、それぞれ構成員の3分の2以上の議決を経、かつ外務大臣の許可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

- 第31条 この財団は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会及び評議員会において、それぞれ構成員の4分の3以上の議決を経、かつ外務大臣の許可を受けて解散することができる。
2. 解散のときに存する残余財産は、理事会及び評議員会において、理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ外務大臣の許可を受けて、類似の目的をもつ他の団体に寄附するものとする。

第 8 章 事務局

(事務局)

第 32 条 この財団の事務を処理するため、事務局をおく。

- 2 . 事務局に必要な職員を置く。
- 3 . 職員は理事長が任免する。
- 4 . 職員は有給とすることができる。

第 9 章 補 則

(書類及び帳簿の備付等)

第 33 条 この財団の事務所に、次に掲げる書類及び帳簿を備えなければならぬ。

ただし、他の法令により、これらに代る書類、帳簿を備えたときは、この限りではない。

- (1) 寄附行為
 - (2) 役員、評議員、その他職員の名簿及び履歴書
 - (3) 財産目録
 - (4) 貸借対照表
 - (5) 資産台帳及び負債台帳
 - (6) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
 - (7) 理事会の議事に関する書類
 - (8) 官公署往復書類
 - (9) その他必要な書類及び帳簿
- 2 . 前項の書類及び帳簿のうち、前項第 6 号に掲げるものは 10 年以上、前項第 7 号から第 8 号までに掲げるものは 1 年以上、その他のものは永久に保存しなければならない。

(細 則)

第 34 条 この寄附行為の施行についての細則は、理事会の議決を経て別に定める。

附 則

- 1 . この寄附行為は本財団の設立許可があった日から施行する。
- 2 . この財団設立当初の会計年度は、第 14 条の規定にかかわらず、設立許可

- のあった日から昭和 61 年 3 月 31 日とする。
- 3 . この財団の設立初年度の事業計画及び収支予算は第 10 条の規定にかかわらず別紙事業計画書、及び収支予算書のとおりとする。
 - 4 . この財団の設立当初の理事及び監事は、第 16 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第 18 条第 1 項の規定にかかわらず昭和 61 年 3 月 31 日までとする。
 - 5 . この財団の設立当初の評議員の任期は、第 28 条第 3 項の規定にかかわらず昭和 61 年 3 月 31 日までとする。
 - 6 . この寄附行為の一部変更は、平成 16 年 12 月 24 日から施行する。
 - 7 . この寄附行為の一部変更は、平成 2 1 年 6 月 1 7 日から施行する。